

# 自動車リサイクル法引取業者 登録申請の手引き

## 1 記入に際して

- (1) 申請書等にもれなく記入のうえ、提出書類一覧表によりチェックした後、提出して下さい。
- (2) 使用済自動車の引取りを行う事業者ごとに登録が必要です。
- (3) 提出部数は2部です。  
(1部は申請者の提出書類の控えとなりますので、保管してください。)

## 2 申請に伴う登録申請手数料

- (1) 引取業登録申請手数料 4,000円(更新時は3,500円)
- (2) 手数料は、現金で申請時にお支払いください。

## 3 提出先

金沢市環境局ごみ減量推進課

〒920-8577

石川県金沢市柿木畠1番1号

(076)220-2521

ご提出にあたっては、事前に連絡のうえ来庁願います。

## 4 自動車リサイクルシステムへの登録について(引取業登録後)

- ・ 自動車リサイクルシステムは、電子マニフェスト制度による移動報告やリサイクル料金の収納等を行うために必要なシステムで、自動車リサイクル法の登録・許可業者は全て登録することになっています。(登録手数料や年会費は不要です。)
- ・ 登録通知書同封の自動車リサイクルシステム登録申込書に必要事項を記載のうえ、登録通知書の写しを添えて、財団法人自動車リサイクル促進センター(事業者情報登録センター)へ送付してください。

金沢市環境局ごみ減量推進課

## 提出書類一覧表（引取業者用）

[自動車リサイクル法引取業者]

申請者名

提出書類	様式	確認欄
1 提出書類一覧表（引取業者用）	この書類	
2 申請書	様式第一	
事業所が複数ある場合には、「別紙様式第二」により記載すること。	別紙様式第二	
3 本人を確認できる書類		
申請者が個人の場合		
住民票 本籍の記載のあるもので、申請日以前3か月以内に発行されたもの。	-	
申請者が法人の場合		
別紙役員一覧表	別紙様式第一	
法人の登記事項証明書 履歴事項全部証明書で、申請日以前3か月以内に発行されたもの。	-	
申請者が未成年の場合		
法定代理人が個人の場合、その法定代理人の住民票 本籍の記載のあるもので、申請日以前3か月以内に発行されたもの。	-	
法定代理人が法人の場合、その法人の登記事項証明書 申請日以前3か月前以内に発行されたもの。	-	
4 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（次のいずれかでよい）		
申請書の1に 印を付けた場合 確認方法を記載した書類（「残存フロン類の確認方法」の添付でよい）	別紙様式第三	
申請書の2に 印を付けた場合 エアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類 （例）自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し 業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等	写し添付	
5 申請者（法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）及び法定代理人（申請者が個人の場合）が法第45条第1項の各号に該当しないことを誓約する書面（誓約書）	様式第二	
6 連絡先等	様式第三	
<b>登録の基準（施行規則第47条）</b> 申請に係る事業所ごとに、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること又は使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が同エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。		

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請書は二部（一部は写しで可）提出すること。また、一部は受領印を押し返却するので、控えとして保管すること。

様式第一（法定様式第一（様式第四十六条関係））

引取業 登 録 申 請 書  
登録の更新

登録番号	
登録年月日	

令和 元 年 1 2 月 1 6 日

（宛先）金沢市長

(郵便番号) -  
住 所 石川県金沢市 町 番地  
氏 名 株式会社 自動車  
代表取締役 引取 一郎  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 XXX-XXX-XXXX

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 43 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名
	別紙「役員一覧表」のとおり
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	該当なし
住 所	(郵便番号)  電話番号
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名 称	該当なし
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名
該当なし	

事業所の名称及び所在地

名 称	別紙「事業所一覧表」のとおり
所 在 地	(郵便番号) 電話番号 FAX 番号

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制（1又は2のいずれかに 印をすること。）

- 1 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。
- 2 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有するものが同エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を有しています。

備考

- 1 印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 法人の役員については、「別紙様式第一」を用いること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「別紙様式第二」を用いること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



## 事業所一覧表

事業所の名称及び所在地	
名 称	自動車 本社工場
所 在 地	(郵便番号) - 金沢市 町 番地 電話番号 XXX-XXX-XXXX FAX 番号 XXX-XXX-XXXX
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制(1.又は2.のいずれかに 印をすること。)	
<p>1. 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。</p> <p>2. 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有するものが同エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を有しています。</p>	
事業所の名称及び所在地	
名 称	自動車 西金沢店
所 在 地	(郵便番号) - 金沢市 町 番地 電話番号 XXX-XXX-XXXX FAX 番号 XXX-XXX-XXXX
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制(1.又は2.のいずれかに 印をすること。)	
<p>1. 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。</p> <p>2. 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有するものが同エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を有しています。</p>	

## 残存フロン類の確認方法

(事業所名 **自動車 西金沢店** )

自動車リサイクル法施行規則第47条の規定に基づき、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

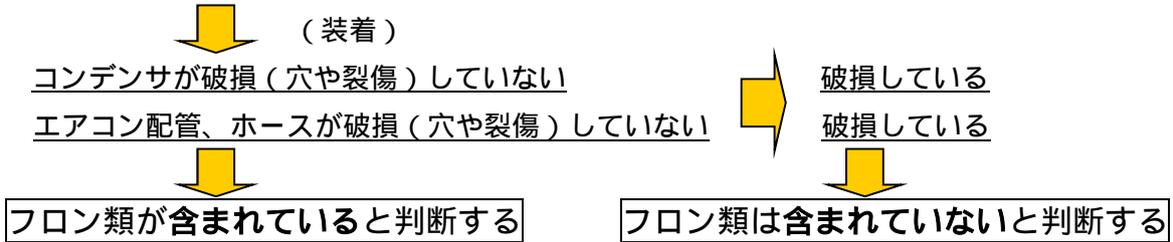
### エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。



### 車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）

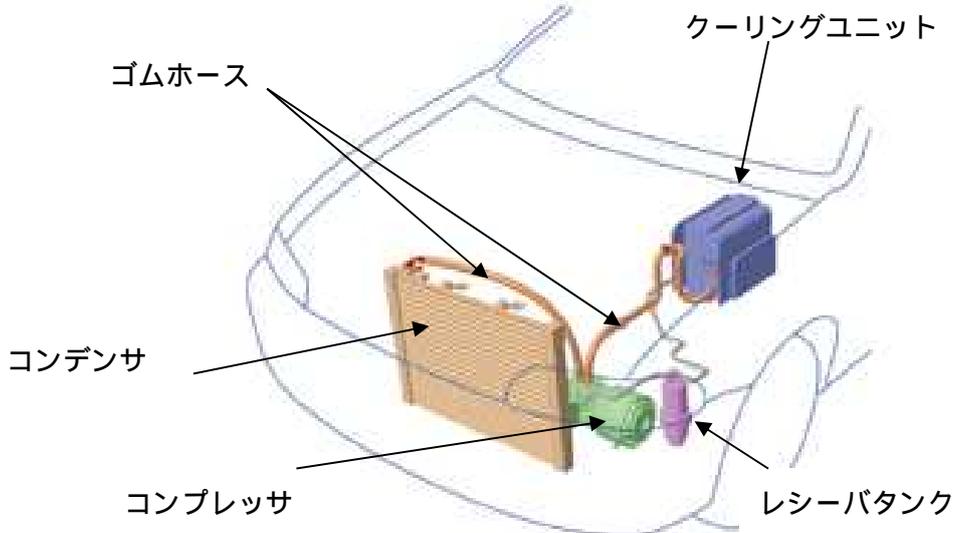


### 必要に応じて、以下により確認

使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。

実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

#### < エアコンシステム装着例 >



## 誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 45 条第 1 項に規定する欠格要件

第 1 号 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者  
又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第 2 号 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

第 3 号 第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者

第 4 号 引取業者で法人である者が第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその引取業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの

第 5 号 第 51 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

第 6 号 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

第 7 号 法人でその役員のうち第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、上記第 1 号から第 7 号のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 元 年 1 2 月 1 6 日

住 所 石川県金沢市 町 番地

氏 名 株式会社 自動車  
代表取締役 引取 一郎

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

様式第三

連 絡 先 等

1 申請者（本社）の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

住所	郵便番号 - 石川県金沢市 町 番地 電話番号 XXX-XXX-XXXX FAX 番号 XXX-XXX-XXXX
ふりがな	まるまるじどうしゃ ひきとりいちろう
氏名・名称 (法人にあっては名称及び代表者氏名)	株式会社 自動車 代表取締役 引取 一郎

2 申請書についての問い合わせ先（担当者）

ふりがな	まるまるじどうしゃ そうむぶ
所属部署	株式会社 自動車 総務部
ふりがな	いしかわ じろう
担当者氏名	石川 次郎
連絡方法	電話番号 XXX-XXX-XXXX
	FAX 番号 XXX-XXX-XXXX
	E-mail Ishikawa_j@ auto.co.jp

(注)

- 1 実際に申請書を作成した担当者名を記入してください。
- 2 電話番号等は、担当者へ直接連絡できる番号を記入してください。
- 3 F A X 番号は必ず記載してください。

# 自動車リサイクル法引取業者の登録後の手続き等について

## 1 自動車リサイクルシステムへの登録

### (1) 新規登録

使用済自動車を引き取る場合には、県知事等の登録に加え、パソコン等を用いた預託確認及び電子マニフェストによる引取・引き渡し報告を行うこととなりますので、自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。

- ・自動車リサイクルシステムは、電子マニフェスト制度による移動報告やリサイクル料金の収納等を行うために必要なシステムで、自動車リサイクル法の登録・許可業者は全て登録することになっています。(登録手数料や年会費は不要です。)
- ・登録通知書同封の自動車リサイクルシステム登録申込書に必要事項を記載のうえ、登録通知書の写しを添えて、公益財団法人自動車リサイクル促進センターへ送付してください。

### (2) 更新登録

引取業の登録更新申請書の受理後に以下の手順に従い「システム登録更新」を行ってください。

<手順>

「自動車リサイクルシステム」の「電子マニフェストシステム」にログインする。

## 2 引取業者の実務(役割)

登録を受けた引取業者は、次の事務を行う必要があります。

### (1) 標識の掲示

タテ・ヨコ 20cm 以上の大きさで、引取業者であること、氏名又は名称、登録番号を記載したものを事業所ごとに掲示。(自治体からの登録通知書の掲示でも可)

### (2) 装備預託確認の実施

- ・使用済自動車を引き取る際には、実車及び自動車検査証等の車台番号を確認し、フロン類(エアコン冷媒)、エアバック類の装備の有無を確認(装備確認)のうえ、リサイクル料金が預託されているかの確認(預託確認)を行う必要があります。

リサイクル料金が未預託又は不足の場合は使用済自動車を引取りできませんので、その分の預託に必要な実務を行ってください。

### (3) 使用済自動車の引取りと引取報告の実施

- ・使用済自動車の引取りを求められた時は、ごみの混入等の正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。
- ・使用済自動車を引き取った時は、車台番号を確認して、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

(4) 引取証明書の交付

- ・使用済自動車を引き取った時は、最終所有者に対し、引取証明書を交付する必要があります。

(5) 使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施

- ・使用済自動車を、都道府県知事等の登録・許可を受けたフロン類回収業者又は解体業者（フロン類がない場合）に引き渡す必要があります。
- ・使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

引渡しの時は、使用済自動車とリサイクル券等をあわせて引き渡してください。

(6) 使用済自動車が確実に解体された事実を確認し、最終所有者へ通知

- ・使用済自動車<sup>が</sup>確実に解体され永久抹消登録等・自動車重量税還付申請手続きが可能になった時点（ ）で、最終所有者にその旨の連絡を行う必要があります。

（申請手続きを従来どおり引取業者が代行することも想定されます。）

原則として破砕業者の引取報告完了時に、情報管理センターから電子マニフェストシステム上で引取業者へ通知されます。

(注) 以上の役割を果たさなかった場合は、都道府県知事等からの勧告・命令を受けたり、引取業者の登録を取り消される場合があります。

(1) 登録更新（様式第一）

- ・5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。
- ・更新手続きは、有効期限満了日の1か月前を目安に提出してください。
- ・添付書類は、新規申請と同様です。

(2) 変更届出（様式第四）

次の事項を変更したときは、申請者（法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第45条第1項の各号に該当しないことを誓約する書面（様式第二）を添えて30日以内に変更届を市に提出しなければなりません。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

【添付書類】

- ・個人の場合は、住民票の写し  
本籍の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。  
また、届出日以前3か月以内に発行されたもの。
- ・法人の場合は、登記事項証明書（変更履歴の分かるもの）  
届出日以前3か月以内に発行されたもの。
- ・誓約書（様式第二）

事業所の名称及び所在地（事業所の増減を含む。）

【添付書類】

- ・事業所の新旧対照表（別紙様式第二により新・旧を作成してください。）
- ・誓約書（様式第二）

法人である場合においては、その役員の氏名

【添付書類】

- ・登記事項証明書（変更履歴の分かるもの。）  
届出日以前3か月以内に発行されたもの。
- ・役員の新旧対照表（別紙様式第一により新・旧を作成してください。）
- ・誓約書（様式第二）

未成年者でありその法定代理人が個人の場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

【添付書類】

- ・変更のあった法定代理人の住民票の写し  
本籍の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。  
また、届出日以前3か月以内に発行されたもの。
- ・誓約書（様式第二）

未成年者でありその法定代理人が法人の場合においては、その法定代理人の名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名

【添付書類】

- ・登記事項証明書（変更履歴の分かるもの。）  
届出日以前3か月以内に発行されたもの。
- ・誓約書（様式第二）

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制

（例）使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有するものがなくなったため、代わりに使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を用意する場合

【添付書類】

- ・使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（別紙様式第三）、又は資格を証する書類の写し
- ・誓約書（様式第二）

(4) 廃業等の届出（様式第五）

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から 30 日以内に廃業等届出書を提出しなければなりません。

該当する事項	届出者
ア 死亡した場合	その相続人
イ 法人が合併により消滅	その法人の代表する役員であった者
ウ 法人が破産により解散	その破産管財人
エ 法人が合併及び破産以外の理由により解散	その清算人
オ 自動車リサイクル法引取業を廃止した場合	自動車リサイクル法引取業者であった、個人または法人を代表する役員